

平成26年7月1日施行予定の高梁市景観計画・景観条例(案)の概要について解説します。1月号から連載している「高梁市景観計画(案)」について、今月号では、重点地区である吹屋周辺地区で「建築物や工作物などを新築、増築、改築もしくは移転、模様替えなど(以下、「建築物等の新築など」という)をする場合の規模や色彩などの整備基準」についてお知らせします。

■問い合わせ まちづくり課都市計画係 ☎0238

◆基準に沿った整備をすることが必要です

高梁市景観計画(案)では、良好な景観づくりを進める上で、「建築物等の新築などをする場合のデザインや形態、色彩などの整備基準(景観形成基準)」を定めることとしています。そのため、市民の皆さんが住宅や倉庫、塀などの新築などをする場合は、この基準に沿った整備をするよう努めなければなりません。基準に適合していない場合は、市が助言・指導などを行います。

◆吹屋周辺地区の景観づくりの方針

本地区では、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された吹屋の町並みや市指定重要文化財である広兼邸などが、歴史・文化の漂う風景として大切に守られています。こうした本地区固有の趣のある風景は、歴史的な町並みや建造物だけではなく、その周りを取り囲む山、川、農地とが互いに調和し、一体となって創り出されています。

このため、吹屋の町並みや広兼邸などの周囲に広がる山々や田園地域における建築物の新築などに対し、景観形成基準を定めることとしています。

◆吹屋周辺地区の景観形成基準

県策定の「晴れの国おかやま景観計画」の基準を継承し、大規模な建築物などについては、主要眺望地点から見えないこととし、それ以外の建築物の新築などについては、主要眺望地点からの景観に及ぼす影響を極力軽減するための基準を定めることとしています。基準の一部は次のとおりです。

○全ての大規模行為

事項	基準
位置	主要眺望地点から望見されない位置とすること。
規模	主要眺望地点から望見されない規模とすること。

○建築物および工作物の新築などをする場合

事項	基準
位置	主要眺望地点からの見え方を軽減する配置とすること。
規模	高さをできるだけ抑えて、主要眺望地点からの見え方を軽減すること。
色彩	主要眺望地点からの見え方に配慮し、周辺の自然や空に溶け込む色彩とすること。

広兼邸



吹屋の町並み



吹屋周辺地区の範囲と主要眺望地点

- ①吹屋資料館前の道路
- ②成羽公民館吹屋分館前の道路
- ③下谷旧道交差点
- ④下谷橋中央面
- ⑤旧吹屋小学校校舎の正面玄関前
- ⑥広兼邸楼門前



◆主要眺望地点の設定

本地区では、吹屋の町並みや広兼邸などの先人から受け継いできたかけがえのない歴史・文化的な景観の背景・借景を保全するため、次に掲げる6カ所を主要な眺望地点として定め、その地点からの見え方に対する景観誘導を図っていきます。

■「高梁市景観計画」の告示・縦覧のお知らせ

景観法第8条第1項の規定により、景観計画を定めましたので、同法第9条第6項の規定により、高梁市景観計画の策定について告示し、縦覧します。

本計画では、豊かな自然と先人から受け継いできたかけがえのない歴史的な町並みなど、市民共通の財産である景観を守り、育て、また、これらと調和した新たな景観を創っていくため、市民・事業者・行政の連携と協働による景観づくりを推進します。

これまでは、県の景観計画・景観条例に基づき景観行政を進めてきましたが、7月1日からは、市の特性を生かした独自の景観計画により、一定規模以上の建築物等の新築などをする場合は市へ届け出ていただくこととなります。本計画に定める基準に沿った整備を行うようご協力をお願いします。

- ◆計画の名称 高梁市景観計画
- ◆計画に定める区域 高梁市全域
- ◆効力の発生する日 平成26年7月1日
- ◆縦覧場所 まちづくり課都市計画係(市役所第2庁舎:落合町近似 286-1)

■問い合わせ まちづくり課都市計画係 ☎0238

※来月号では、「届け出から審査、工事に着手するまでの流れ」などについてお知らせします。